

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から 15 年 3 月まで

A社は、申立期間の給与から標準報酬月額 26万円に基づく厚生年金保険料を控除したとしているが、ねんきん定期便の記録では、申立期間の標準報酬月額が 15万円とされているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 14 年 4 月、同年 7 月及び同年 9 月から 15 年 2 月までについては、申立人が所持する給与明細書により、当該期間における申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額は、14 年 4 月、同年 7 月及び 15 年 1 月が 26 万円、14 年 9 月から同年 12 月まで及び 15 年 2 月が 28 万円であることが確認できるとともに、申立人が当該期間において、26 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成 14 年 5 月、同年 6 月、同年 8 月及び 15 年 3 月については、i) 上記のとおり、当該期間の前後期間において、申立人は、いずれの

月も同額（22,555円）の厚生年金保険料を給与から控除されていること、ii）オンライン記録によると、当該期間の直前月（14年3月）の標準報酬月額が26万円、直後月（15年4月）の標準報酬月額が28万円と記録されていることなどから判断して、申立人が当該期間において、少なくとも直前月（14年4月、同年7月及び15年2月）と同額の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおり標準報酬月額を届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成11年3月から12年4月までは59万円、同年5月から13年1月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から13年1月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に受け取っていた給与額よりも低い額で標準報酬月額が記録されているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成11年3月から12年4月までは59万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで、11年9月1日まで遡って20万円に引き下げられた上、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（13年3月30日）より後の同年4月2日付けで、11年3月1日まで遡って9万2,000円（12年10月以降は下限額の改定により9万8,000円）に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては、申立人（取締役）以外の取締役及び監査役全員の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成12年5月8日付け及び13年4月2日付けで、遡って引き下げられていることが確認できる。

2 一方、申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人への給与支給額は、平成11年3月から12年4月まで57万5,000円、同年5月以降20万円であったことが確認できることから、同年5月8日付けの遡及訂正処理は、申立人の報酬実態の変更等の事実即した処理では無かったことがうかがえる。

また、当時の監査役は、「申立期間当時は、仕事量の減少や元請会社の倒産の影響によって経営が厳しい時期であった。保険料の滞納があり、納付について社会保険事務所から厳しい取立てがあった。」と供述しているとともに、当時の事業主も、滞納保険料の納付について社会保険事務所と頻繁に協議していたことは認めており、平成 15 年当時の滞納処分票（申立期間当時のものは社会保険事務所に保管無し）でも、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該遡及訂正処理当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分は名前だけの役員で、実際は現場作業員であった。」と供述しているところ、当時の同僚の取締役は、「申立人は現場の作業員で、経理には関わりがなかった。」と供述している上、申立人から提出された当時の作業日報及び作業員名簿でも、申立人が現場作業員として勤務していた状況がうかがえることから、申立人は、当該遡及訂正処理には関与していなかったものと考えられる。

- 3 これらを総合的に判断すると、平成 12 年 5 月 8 日付け及び 13 年 4 月 2 日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、申立人の標準報酬月額について遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理による有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 11 年 3 月から 12 年 4 月までは 59 万円、同年 5 月から 13 年 1 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を46年6月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から47年9月までは7万6,000円、同年10月から48年9月までは8万円、同年10月から49年9月までは9万8,000円、同年10月から50年9月までは10万4,000円、同年10月から51年3月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から46年5月まで  
② 昭和46年6月から50年10月まで  
③ 昭和50年11月から51年3月まで

A社に勤務した昭和42年9月18日から51年4月22日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間③については、A社の元取締役から提出された昭和50年12月分給与計算表及び51年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、当該期間

において、14万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されている一方で、12万6,000円の標準報酬月額に見合う給与を支給されていることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間③に係る当該期間の標準報酬月額については、上記給与計算表等で確認できる給与額から、12万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、A社の元取締役は、「いつ頃からかは分からないが、A社では昭和55年頃まで、私を含め従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について不適正な届出を行い、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を継続的に給与から控除していたようである。申立期間当時、社会保険事務所（当時）への届出は事業主が行っていた。」と証言しているところ、当該元取締役から提出された50年12月分給与計算表、51年分源泉徴収簿兼賃金台帳、元同僚から提出された48年7月から54年9月までの給与明細書及び50年分、51年分源泉徴収票によると、当該期間に被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除された保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.1倍から約3.3倍であることが確認できることから、申立期間②当時、当該事業所においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

また、上記給与計算表等によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.9倍の保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「申立人は、病欠することも無く、退社するまでずっと同じように勤務し、残業も行っていた。」と証言していることから、当該期間において給与支給額が減額される特段の事情はうかがえない。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給与計算表等により確認又は推認できる保険料控除額及び給与支給額から、昭和46年6月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から47年9月までは7万6,000円、同年10月から48年9月までは8万円、同年10月から49年9月までは9万8,000円、同年10月から50年9月までは10万4,000円、同年10月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③における、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与計算表等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与計算表等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付

する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①については、申立人の申立期間②及び③における給与からの保険料控除の状況等から、当該期間においても、オンライン記録の標準報酬月額と、給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していない可能性はうかがえるものの、当該事業所の当時の関係者からは、当該期間における保険料控除に関して証言が得られない。

また、当該事業所は、既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が、遡って訂正された形跡も無い。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 3 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 8 月 22 日まで  
③ 昭和 40 年 2 月 10 日から 43 年 10 月 1 日まで

A病院を退職する頃、美容院で脱退手当金の話を聞いたが、今後も勤めるつもりでいたので、会社に脱退手当金の話をしたり、請求及び受給した記憶が無い。申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 1095

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月頃 から 63 年 2 月頃 まで  
昭和 62 年 3 月頃に A 社に入社し、パートとして 63 年 2 月頃まで勤務した。  
給与から厚生年金保険料が引かれていたかどうかは覚えていないが、申立期間に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、当該元同僚からは、申立人の勤務期間を特定できる具体的な証言が得られない。

また、申立人は、「A 社にパートとして勤務していた。」と主張しているところ、上記の元同僚は、「正社員は社会保険に加入できたが、パートは加入できなかった。」と証言しており、上記の元同僚から名前が挙がったパート 2 名について、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立期間における当該事業所の健康保険の整理番号は、連番で欠番が無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できる。

加えて、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、当時の社会保険事務担当者は、既に他界しているため、当時の状況については不明である。」と証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び当該事業所における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A社に昭和 38 年 4 月 30 日まで勤め、同年 5 月 1 日からB社に勤めたが、厚生年金保険の記録では 4 月 30 日に資格喪失、6 月 1 日に資格再取得とされ、4 月 30 日から 6 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者期間とされていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「当時の関係資料（人事記録、給与台帳等）が見つからないため、申立人の勤務状況は不明である。」と回答しており、申立人の当該事業所における退職日及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時の同僚に照会しても、申立人の退職日について記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、B社は、既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存されておらず、当時の事業主も、既に死亡していることから、申立人の当該事業所における入社日及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時の同僚に照会しても、申立人の入社日について記憶している

者はいない。

さらに、複数の元同僚について、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一致していない状況を確認できることから、当該事業所では、必ずしも従業員の入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 1099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 16 日から 41 年 11 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金支給済みとされている。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書の記載内容は、支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録の支給対象期間、支給額及び支給年月日と一致している上、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱・C」の押印が確認できることなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 1100

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 27 日から 42 年 9 月 29 日まで  
A社B工場に勤務していた時の申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を自分で請求したことも、受け取った記憶も無い。  
申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後各2年間に資格を喪失し受給要件を満たしている50名のうち、39名に支給記録があり、このうち37名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。

また、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者が複数いることを踏まえると、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年9月29日から約1か月後の同年10月20日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 1101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

A会（現在は、B会）にCとして昭和 37 年 7 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、当該事業所における被保険者資格取得日が昭和 39 年 3 月 1 日とされていることに納得できないので、被保険者資格取得日の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B会が保管している身上調書及び辞令簿により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間の前後にA会において厚生年金保険被保険者（適用事業所名は、D会）であった複数の同僚の被保険者資格取得日は、初回の辞令発令日と一致していないことが確認できることから、申立期間当時、当該事業所では、職員の採用と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B会は、当時の他の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は無いと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。